

第5回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年5月8日(月)
- 2 開会日時及び場所
令和5年5月8日(月) 午後2時00分
吾妻町ふるさと会館2階研修室1
- 3 閉会日時 令和5年5月8日(月) 午後3時45分
- 4 委員氏名

(1)出席者(19名)

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	10番 草野有美子	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸
13番 坂本 博	14番 東 康敬	15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝
17番 小筏 正治	18番 林田 剛	19番 馬場 保	

(2)欠席者(なし)

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次 長	内田 啓輔
参事補	酒井 伸也
主 事	増富 浩彦

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第26号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 報告第5号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

- (1)活動記録簿について

8 その他

午後2時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。今日は、草野有美子さんのほうがちょっと遅れて来られるということで始めさせてもらいたいと思います。

議案の内容に一部取下げがっておりますので確認をお願いしたいと思います。議案書の17ページになります。基盤強化法による申請で整理番号の14番、下から2番目の国見町土黒庚字辻ノ間1732番地の田の646平米、これについてはもう貸さないということで削除をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

それでは、総会を始める前に注意事項を申し上げます。議事進行上、発言される場合は挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言をしてください。また、携帯電話は音の出ないように設定くださいますようお願いいたします。

本日、欠席届はあっておりませんので、法の規定による過半数に達しているため総会は成立いたします。

それでは、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） こんにちは。この間からの昨日までの雨、ちょっと多すぎたかなと思っているんですけど、そういう中で農作業お忙しい中にご参集いただきましてありがとうございます。

なお、今日会議が終わった後に研修についての説明がありますので、残ってってください。よろしくをお願いします。

着座にて総会を進めさせていただきます。

ただいまから令和5年第5回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、11番、栄木正孝委員、12番、鶴崎高幸委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第5、報告第5号、非農地通知の発出についてまでの議案3件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第24号の朗読〕

議案書は3ページ、申請番号1番から12番まで12件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長お願いいたします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号1番から8番です。

申請番号1番、4番は、新規就農のため、2番、5番、6番、7番、8番は耕作利便のため譲り受ける案件です。3番は規模拡大で譲り受ける案件です。

申請番号1番から8番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号1番から8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○委員（6番 本田 浩君） ちょっといいですか。ちょっと私から。4番は取下げになっちょらんですかね。

○委員（17番 小筏 正治君） 先月取り下げで再度上がってきた。1か月保留しましょうということ。

○委員（6番 本田 浩君） あ、そうですか。分かった。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 15番、森崎です。

この2番なんかは貸付けをしながら、また借りる、これはどうなんですか。買うとかな。4反ぐらいしか農業されてなくて、貸付けして土地を買うとか、これは土地転がしなん。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明できますか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 貸付けしながらさ、今度また買いよるけんがさ、4反ぐらいでさ。

今んとはちょっとおかしかじゃなか。

○議長（馬場 保君） 徳永委員さん。

○委員（9番 徳永 玉義君） 徳永ですけど。これは土地転がしじゃないんですけど、大体工事関係をしよらすとですよね。ほいで、うちの隣もなっとるですけど、現場はですね。そういう関係で資材置場、電気関係、工事関係をしておりますので、資材置場を兼ねての売買をされちよるわけですよ。それで13も隣の人で、まあ遠い親戚になっとるでしょうけど、そういう関係で内々でも……

○委員（15番 森崎 茂徳君） 結局農地じゃなくて宅地にしたかけん……

○委員（9番 徳永 玉義君） 確かにもう息子の宅地になっちょとです。家を造るように申請はしちよとですけど、特別な事情がちよとあったもんですから、皆さんに納得していただいたら。別に土地転がしとかそういうあれじゃないんです。雲仙市の指定の電気工事もしておりますので、認定もしまして、そういう。

- 委員（15番 森崎 茂徳君） 一応俺たちは反対するわけいかんやろう。一応質問はした。
- 委員（9番 徳永 玉義君） 書類上ではそういうふうにとれますけど、実情は全然、立派なんがあるんですけど。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 地元の意見を尊重せんにゃいかんよ。
- 委員（9番 徳永 玉義君） この地主さんがやっぱり土地を放したかとは事実でしょ。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） はい、分かりました。
- 委員（2番 内田 弘幸君） 申請番号2番のは、この前……
- 委員（9番 徳永 玉義君） はいはい、取り下げた。あれの関係です。
- 委員（2番 内田 弘幸君） 関係で、土地は違うんですか。
- 委員（9番 徳永 玉義君） そうです、そうです、別のとこです。
- 委員（2番 内田 弘幸君） これまた5条か何かで、また取られる予定でしょ。
- 委員（9番 徳永 玉義君） はい。
- 委員（2番 内田 弘幸君） そうでしょうね。最初から5条でよかったのね。（発言する者あり）
- 委員（9番 徳永 玉義君） とりあえずは、何か作らんにゃということで指導されたんじゃないと思うんですけど。
- 委員（2番 内田 弘幸君） 3条で大体売買をすること自体が、これ事務局はどういうふうに思っ
て、あれしたんかな。
- 委員（17番 小筏 正治君） そういう懸念もあった。何でこれだけ残して、また転用じゃろうね
というようなこと思っただけで、もしかして申請者がちゃんとした計画書を立てて、農地に向けて
ですよ、計画を立てて出しとって、それを信用せざるを得ないなというような感じだったです。
また、恐らく、何年かすればすぐ転用さすかもしれん。
- 委員（2番 内田 弘幸君） そうのように貸し付けて森崎さんが言わすごとあくまで農地として
買うて、隣ばってなれば最初からこれは3条で出すよりも転用で最初から5条で。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） そうすれば文句は言わん。
- 委員（6番 本田 浩君） この内容については、別添2の9ページ、ここをちょっと見ていただ
ければ。1209—4が今回3条であるだけで、その横が1210—4が今度は5条で資材置場。そし
てその横が1209—3、1210—3、これが息子の宅地、これも5条、この一帯も1,000万円
で買っているということやね。
- 委員（2番 内田 弘幸君） 今言われて分かるんですけど、3条で買うというのが、3条で買うと
いうこと自体よりも、じゃ、これ何で……
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 5条でしとけば、何なの。
- 委員（2番 内田 弘幸君） もし、これはそのまま今回はそのまま作って、その後で転用目的であ

るなら、その後に転用で上げるような形にせんから、これ売るほうがどがんして、こういうのでやったとかな。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そこで金額を上げて。（発言する者あり）

○委員（9番 徳永 玉義君） 半年なり1作なり4月まで今までしてきたもんだから、事務局はどがん受付したもんか。

○委員（17番 小筏 正治君） 農地のこれだけは転用します、これだけは農地を買いますという。

○委員（2番 内田 弘幸君） 受付の仕方がおかしい。どがんふうになつとるとか。

○事務局長（高木 謙次君） すいません、事務局ですけども、すいません、この部分把握できていない部分がありますので、ちょっと後で確認してから報告させてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員（14番 東 康敬君） 調査会で議論はしたわけじゃけ。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議論はしたんですよ、前のような議論はしたんですよ。したけど、何か受付の時点でそういうの受け付けとるんやから。

○委員（15番 森崎 茂徳君） これは支所の受付でしたと。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） そしたら、事務局は今説明せな。事務局は説明するのよ。後で何とかはなかりょう、この件に関しては。

○事務局長（高木 謙次君） ちょっと分かる者、呼んできますので。

○議長（馬場 保君） しばらく休憩します。

午後2時17分休憩

.....

午後2時20分再開

○事務局次長（内田 啓輔君） すいません、お待たせしております。事務局、内田です。

担当に確認しましたところ、その1209の4は、そこは農地として使うということで確認を取っているということでございます。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そしたら事務局、ぴしゃっとしとって。確認したんで、確認。それだけ一筆入れて。

それがおかしい。じゃけん、ちゃんと今度はっきり農地を利用しよるかということを確認をしてから一筆書いて、書かして実質とって。

○委員（9番 徳永 玉義君） だから調査会の人間は、今日、推進委員にはそういう指導してくれという確認は私もしました。だから一応指導はしてくれと。推進委員の人には。隣の人ですから。土地も隣やし。野菜が何か作らんというような内容だったもんですから。

○委員（2番 内田 弘幸君） 逆に農地で使うというのは、ちょっと高い。100万かねと、今度は。

(笑声)

じゃけん、どげえ考えてやっぱ転用目的なら最初から転用してあげれば、何もこが心配せんでよかと思て。

○委員(9番 徳永 玉義君) 何年作らすか知らせんけど、そういうことで了解はさせてもらったんです。

○委員(17番 小筏 正治君) 早く事務局から確認取って。(発言する者あり)

○委員(2番 内田 弘幸君) 農地として使うということですね。

○事務局次長(内田 啓輔君) そういうことです。

○委員(2番 内田 弘幸君) 分かりました。

○議長(馬場 保君) 2番について、よろしいですかね。

8番までありますけども、何かご質疑ございませんか。

○委員(17番 小筏 正治君) よかですか。4番について、補足の説明で。

○委員(9番 徳永 玉義君) お願いします。

○委員(17番 小筏 正治君) これは私が担当したことですけど、前回この案件が上がってきておったのを私もちよっと納得いかんやったもんで、取下げじゃなくてちょっと1か月ぐらい保留させてくれということと言って、今月また上がってきたんですけど。その理由として、これ下限面積の影響かこの人が全部買うということで現地を見に行ったら、今現在麦とかが生えとって、まだ小作者が闇小作があったわけですよ。それで闇小作者の人たちに聞いたら、そういうことは全く知らないということで確認を取っていたら、いや、米も取るまでよかですよ、麦も取るまでよかですよという感じだったんですけど、まだほかあと2筆であるとかね、あれ。それで畑なんですけど、そこにも野菜や何やら作ってあって、誰か作りよるか分からんということでいろいろ調べたら、分かったんですけど、全部こういう方が下限面積の撤廃を利用して入ってきてされるということが、本当に農業されるのかどうかということは、一番心配になってくることですよ。

それで、計画書には水稻等も作るようになっておったというんですけど、事務局、とにかく本当に農業されるのかどうかという確認は取ってもらいたいとこですけど。今からこういうことが一番入ってくるんじゃないかと思うんですけど、ここは単価を見れば単価もまた安かでしょ。一応15万ぐらいにしたでしょ。これも今もう誰もおらんんですけど、その宅地も住まいも家もこういう値段ですね。

それで狭いところもあるし、いろいろ決めてもおらんし15万になったそうですけど、本当にこういう作物を作らんやったとか、また元に戻してくれと今すぐそれが分かっちゃおったんですけど。こういう下限面積なくなって誰でもよかと言って、こういうふうにならなくて、できればせんにゃいかん。

○委員(9番 徳永 玉義君) 議長、いいですか。この下限面積の問題が発生したときに、これで終

わりと言うたと思いますけど、こういう問題が出てきますよということで発言したはずですよ。工事関係者が特に絡んでくるんじゃないですかと、下限面積をあえた場合はという発言は私、聞きましたけど、たちまちすぐ上がってきているわけですね、知らんうちに。

だから、こういう問題はほかの地区でも、中部、西部さんも恐らく出てくるんじゃないかなと思います。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そこでですよ、特に建設会社の方なんかは、3年なら3年作物は絶対作らないかんよという誓約書みたいなのは書かせるべきじゃない。

○委員（9番 徳永 玉義君） だから、それを今度はこの委員会で決めないかんと思いますよね。

○委員（17番 小筏 正治君） それ口で言ったばかりでは、「はい」で言いませんよね。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 誓約書を書かせてね。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） 今、下限面積の問題出ていましたけど、今回の4月から下限面積の問題の中で、地域計画の絡みもあるようなことを、前の増富局長が言ったですね。そんなに下限面積で申請ができないような私は見方をしたわけですけど、今回こういうことで上がってきたことについて、地域計画の絡みは事務局はどがん考えたですか。事務局、下限面積は一応撤廃ということですけど、地域計画の絡みのあろうて増富前の局長からちょっと聞いたとったもので。今、下限面積撤廃は出されんというような言い方をちょっと聞いたですけどね。いきなりこうして上がってきている。（発言する者あり）

○事務局長（高木 謙次君） 事務局ですけれども、増富前局長どういうふうな答弁されたか分からないんですけど、下限面積撤廃によって新規参入とかそういったものを認めていくということですけど、基本的には営農で生計を立てるような形で提出する方、購入できないと思いますんで、そういった中に多分地域計画の中にもそういった土地についても位置づけをされないとか駄目なのかという……

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、駄目は駄目やけど口頭で言うたって、相手が守ればよかたです。

○委員（4番 池田 兼三君） 地域計画は7月ぐらいと言ったでしょう。（発言する者あり）いきなり4月から、今回から下限面積撤廃でこうして申請者上げた場合さ、これをすんなり受けてよかちかな。

○事務局長（高木 謙次君） 地域計画の策定については、令和7年の3月31日までとなっておりますけども、この下限面積の撤廃について受付をどういうふうにするかというのは、やはり今後も営農をしていくということを権限移譲するわけですから、森崎さん言われるとおり3年とかの誓約を書かせるとか、そういった決まり事というのができるような農業委員会の中で決めていただければいいの

かなというふうに事務局としては思いますけど。

○委員（7番 草野 英治君） 営農はよかと思うけど、計画書の中で……

○事務局長（高木 謙次君） 事務局だけで勝手に決めるわけにはいきませんので。（発言する者あり）
そこをちょっと確認します。

○委員（15番 森崎 茂徳君） もう下限面積にしまったら、農地をかうて宅地にされたらどうなの。
それは先に決めや。

○委員（17番 小筏 正治君） そういのしとかんばね、かうてしてさ、誰かに作らすという考え
方。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、3年作れば。

○委員（14番 東 康敬君） 例えは下限面積の検討、営農するということでしょう。下限面積は決
められたことで、それは条件なら仕方がないと。

それと、営農をするせんというのは、地域の調査会じゃないと分らんわけですね、よそのことは。
だから地域の人たちが、ちょっと見ながら、調査会の中で意見を述べながら、この総会に臨んでいく
という風にせん和水掛け論と思うわけですよ、いろんな方に言うたって。だから、そこら辺はもう調
査会に任せる中でやっついていかんと、ほかの調査会の人にはよそのことを見とけというの分からんですよ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、そればってんさ、言うだけで守ればいいわけよ。

○委員（14番 東 康敬君） だから、そこを見ていけば。

○委員（17番 小筏 正治君） ちゃんとすると言うけど、ちゃんと誓約書考えて作って。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そうそう、決めんにやもう一緒で。事務局が何か決めて。

○委員（17番 小筏 正治君） 事務局は農業委員で決めてくださいと言いよる。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そうそう、農業委員がせんにな。

○委員（14番 東 康敬君） 例えは、それに違反すればどういふペナルティーをするのか、これは
實際的にでしよ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 戻すぞと。（発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） 農地法3条で売買するわけやけん、今までも農地法3条でかうて半年
耕作すればよかたいというような感じで、ずっと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 今まではしてきとるけ。

○委員（2番 内田 弘幸君） そうたいな。そうした中で、新規に下限面積を撤廃した形での3条で
かうた場合と、今まで下限面積持とって3条でかうもんもおるたいな。それも逆に今度は区分けせ
んばいかんことになとかな、それなれば。

同じ3条じゃなかですか。そのときに新規で下限面積持たんで、かうた人は3年は耕作してくださ
いよと。ただ、下限面積以上持とる人が半年でよかですよという。

- 委員（15番 森崎 茂徳君） 平均レベルの人は、もうそのまま条例は適用せんでもよかじゃ。
- 委員（2番 内田 弘幸君） そこの区分けをして、3条でも売買をするのかということ、これは農業委員会です。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 全体的に決めるべきやろ。事務局は、事務局だけで責任取らんやろ。
- 事務局長（高木 謙次君） いや、基本的には農業委員会の中で決めていただく必要が。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） やけん、農業委員会で決めたほうがいいんじゃろ。
- 委員（2番 内田 弘幸君） そういうとこまだ今から決めんばいかんとき、こうやって今度上がってくるんじゃけん。（発言する者あり）
- 事務局（増富 浩彦君） よかでしょうか、事務局です。
- 1問目、地域計画と下限面積の関係ですけど、地域計画がまずできてしまった後には、誰でも借りてよかしかということか。
- 事務局長（高木 謙次君） そうですね、誰でも貸し借りができるということですね。
- 事務局（増富 浩彦君） 3条でしょう、はい。今もですけども、下限面積は基本的になくなるとるもんやけんか、誰でも農地を借りたり買ったりできるとはできます。
- 地域計画との絡みは、地域計画がきちんとされたところは、その中に入っておるところ。地域計画で決められた区域の農地は、下限面積は誰でも農地を買うということはできません。その地域計画の中で、基本的に担い手を中心になっていきますので、担い手しか農地動かさせませんので。
- 委員（14番 東 康敬君） そこら辺は事務局が選別をしておかんと、我々は分からんわけたいです。
- 事務局（増富 浩彦君） そうですね。地域計画自体は雲仙市でつくりますので、その地域計画というのが一番大事になってきます。その地域計画から外れた農地は誰でも買ったり借りてすることができ。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） その場合さ、仮に宅地にしたいために買ったもんがさ、1作作ったらすぐ変えるんやろ。
- 事務局（増富 浩彦君） はい。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） そこのとこ防止するためには、何か3年なら3年という農業委員会で決められんとか。
- 事務局（増富 浩彦君） 決めれません。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 決められんとか。
- 事務局（増富 浩彦君） はい。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） 条件つけられんと。
- 事務局（増富 浩彦君） はい。3条で売買するときに、だけん、1回目は見逃しやすかですよ。

そういう計画はなかと言って、農地を買って、1作作って、すぐ転用ば。2回目ですね。1回目そういうことをしとる人は、簡単に農地の売買をやめさせることはできますので。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 聞くけどさ、本人に言わんにゃ、事務局が今度は替わったいね、しよっちゅう。その場合、分からんやん、分かっとね。

○事務局（増富 浩彦君） 分かります、それはもちろん。ずっとやっぱりそういうのは引き継いでブックリストに載せていかんばいかんことですので。

○委員（17番 小筏 正治君） そしたら、こういう場合は口頭で事務局と買い主が、口頭でちゃんと農地、農業を守ってくださいよ、作ってくださいよということの確約だけなんですか。

○事務局（増富 浩彦君） そうですね、1回目はですね。作ります、一切……

○委員（17番 小筏 正治君） そのときの取り交わしはできないということ。

○事務局（増富 浩彦君） できないと思います。もう農業委員会の総会で売買の許可を出してしまつて、所有権移転をしてしまった後は、もうどうしようもないです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） じゃ、一筆書かせて売買はしよう。

○事務局（増富 浩彦君） いや、過度なことは多分されない、うちだけはそういうことができないんですね。

○委員（14番 東 康敬君） 現金で金を払ったのを、また返せと言われたんですよ。（発言する者あり）登記も済んじよってでん、全部がするもんかと言うんですよ。（発言する者あり）

○委員（4番 池田 兼三君） まだ地域計画は分からないということ。

○事務局（増富 浩彦君） そうです、そうです。

○委員（4番 池田 兼三君） 7月頃と言ったろ。

○事務局（増富 浩彦君） 地域計画はあと2年、令和7年です。7年の3月31日に完成は目指しておる。

○委員（4番 池田 兼三君） その地域計画は、こういう新事業をそのまま上げて、あと事務局で計画することにおいては……

○事務局（増富 浩彦君） あ、そうです、そうです、許可は。

○委員（4番 池田 兼三君） 種別してもらえる。

○事務局（増富 浩彦君） そうですね。

○委員（4番 池田 兼三君） それは農業委員会委員自体は分からんけどさ。

○事務局（増富 浩彦君） そうですね。本人に確認するしかなかとですね、事務局。

○委員（4番 池田 兼三君） 今回のこの審議についても、そのように。

○事務局（増富 浩彦君） はい。そのために営農計画書も添付させとるし、何を作ってもということですね。あとはもう地元の農業さんたちに本当に作っているかどうか。

- 委員（4番 池田 兼三君） この申請については、これはいいということ。
- 事務局（増富 浩彦君） そうですね。そこはここで総会の中で判断をしてもらう機会とか。
- 委員（4番 池田 兼三君） 地域計画はもう関係なくてよかわけ。
- 事務局（増富 浩彦君） 今のところは、地域計画もまだ全然何も始まったばかりで全然できていないので。
- 委員（4番 池田 兼三君） 地域計画がある時点で上がってきたところが、事務局で選別して申請書を受付をするわけ。
- 事務局（増富 浩彦君） 地域計画のできた。
- 委員（4番 池田 兼三君） できていない、そのできるまでの間。
- 事務局（増富 浩彦君） 間ですか、間はできんけど簡単に言えばフリーパスですね、今のところ。この3条、下限面積は撤廃しとるけん。2年間はブラックホールと私は言うんですけど、国あたりにも言うたんですけど、2年間はブラックホールですよ、本当。総会が一番大事になってきます。
- 委員（4番 池田 兼三君） そしたら、今森崎委員が言うので、農業委員である程度決めておくとさ。
- 事務局（増富 浩彦君） でも、過度なことは決められんとですね。だから農地法3条自体にそれが接続しとらんですよ、そういう要件が。極端に言えば、農地法の3条で農地で買いますよと言って買って、1作を作らんでも本当はよかですよ、すぐ転用して。1回目はですよ。2回目は、ここの総会の中で、この間、農地で使うと言うてから買うたのが転用しとると言うて、分かれば許可は駄目ですよと、総会の中では出てくるとですけど。
- 委員（15番 森崎 茂徳君） それは、そがん感じる人が買うとなればさ、もともと分かっておつて何で許可を出されるじゃろうかという。
- 事務局（増富 浩彦君） だけんが、もうはっきり農地法3条の中でうたわれとらんことば、農業委員会自体で決めるということは、まず難しい。
- 委員（18番 林田 剛君） 2回目はそういう許さない、農地に対してずっと把握というかチェックという……
- 事務局（増富 浩彦君） それは地元の委員さんが、日々のパトロールで見えておってもらわんばいかんとですたいね。
- 委員（2番 内田 弘幸君） 新規就農となつとったい、したら就農計画であるわけやろう。あと、畑で米と麦たい。ほんとで大体営農計画とか取ってさ。それじゃ利益はそねえ上がらんじゃろうとなつて、これじゃ駄目ですよと言わんとたい、受け付けるときは。
- 事務局（増富 浩彦君） 利益を上げるか上げんかじゃなくて、そこに作物を作るかどうか、農地として使うかどうかですもんね。利益は幾ら上げるかじゃなくて、農地として耕作はしていくかどうか

という判断をしている。

○委員（2番 内田 弘幸君） 新規就農やったらやっぱり新規就農のためと書いてあるでしょうが、新規就農である意味経営的にプラスになるという計画書なっとは出させんことには。

○事務局（増富 浩彦君） 新規就農もそげんか、いろいろあるじゃなかですか。若い人が農業を始めたいという人、サラリーマンあたりば退職した、もう60歳以上の人が家庭菜園並みで始めたいという人も新規就農なんですよ、言葉自体は。

○議長（馬場 保君） では、前に戻りますけども、東部関係の1番から8番までよろしいですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） ちょっと待って。さっき言いよった反当たりの15万というのはですよ、5番は1反で85万とかですよ。

○委員（17番 小筏 正治君） 私も15万で見たときに、ほんなことじゃろうかいということであれしたんですけど、委員会的には安価、雇用確保あるとですね。俺たちも15万で持ちちやろうかということなっつてですけど。このとにかく幾らか決めるときは、農業委員、推進委員、誰もタッチはしとらんことですよ。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、中部調査会の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号9番、9番は所有者が耕作できないため譲り受ける案件です。

申請番号9番について、現地調査並びに協議結果についても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号9番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号10番から12番です。

申請番号10番は規模拡大のため、11番、12番は耕作利便のため譲り受ける案件です。

申請番号10番から12番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号10番から12番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第24号、申請番号1番から12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第25号の朗読〕

議案書7ページ、8ページと申請番号1番から8番まで8件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（9番 徳永 玉義君） 議席番号9番、東部調査会長の徳永です。

東部調査会関係分は、申請番号1番から3番です。

申請番号1番は、進入路への追認申請です。転用者並びに譲渡人は農地転用許可申請がいるということを知らずに進入路として20年以上も使用してきたということです。宅地に囲まれていることから第3種農地と考えられます。

申請番号2番は、一般個人住宅への転用申請です。

申請番号3番は、資材置場への転用を計画されています。いずれも国見支所から500メートル未満に在することから第2種農地と考えられます。

申請番号1番から3番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号1番から3番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、中部調査会の内田です。

中部調査会関係分は、申請番号4番から5番です。

申請番号4番は、お寺の参拝客用の駐車場への転用申請を計画されています。申請地は、農振白地10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と考えられます。

申請番号5番について、作業場兼資材置場用地への計画をされております。申請地は農振白地10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と考えられます。しかしながら、例外的に地域に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものと考えられます。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号4番から5番についてご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 申請番号4番の金額はこれでいいのか。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。これ別添をちょっと見ていただいていいですか。ここに宅地で407の6と401の1、あってたいね。そして407の6には、家が建つととですよ、売る。その解体賃まで。

○委員（15番 森崎 茂徳君） あ、入れて。

○委員（2番 内田 弘幸君） 全部解体料から何かからも含めての、宅地のほうの宅地代も含めての500万です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） はい。5番もそうだって、極端に安か。（発言する者あり）5番。400平米で40万。畑よりも安くなる。

○委員（2番 内田 弘幸君） 親戚関係やったです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） よかです。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は申請番号6番から8番です。

申請番号6番は、一般個人住宅への転用申請です。申請地は農振白地、千々石中と城代医院が500メートル以内の区域に存在し、かつ上下水道管が埋設されている道路に接続しているため、第3種農地と考えられます。

次に、申請番号7番について、駐車場用地への追認申請をされております。申請地は、農振白地

10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあるため、第2種農地と考えられます。平成10年前後
居宅への進入口が狭く駐車場がないため、申請地を購入したということです。

次に、申請番号8番について、申請地は南串山支所から500メートル以内にある農地であるため、
第2種農地と考えられます。申請地については、令和4年12月に駐車場用地として許可を受けた土
地が道路拡幅工事のため用地が不足したため、新たに申請するものです。

現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号6番から8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第25号、申請番号1番から8番は申請どお
り許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第26号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決
定についてを議題とします。事務局から議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書9ページを御覧ください。

〔議案第26号の朗読〕

議案書は10ページ、整理番号1番から、議案書32ページ、整理番号41番までです。

整理番号1番から6番までは貸借に係る案件、整理番号7番から12番までは所有権移転に係る案
件、整理番号13番から41番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一
括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第26号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から6番について、ご質疑ありませんか。ご質疑ございませ
んか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に、所有権移転に係る申請番号7番から12番
について、ご質疑ございませんか。はい。

○委員（16番 笠原 勝君） 16番、笠原です。

整理番号7番の約6反の農地が100万円というのは、これは金額的にどうなんでしょうか。親戚

か何かだったのででしょうか、教えてください。（発言する者あり）13ページの整理番号。

○議長（馬場 保君） 中川委員。

○委員（8番 中川 實美君） この譲渡人は、譲受人のおばになる人です。それで、もう誰も農業で
きないんです。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（16番 笠原 勝君） はい、分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、次に農地中間管理事業に係る申請番号13番から
41番について、ご質疑ございませんか。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 14番で高木局長のほうから、下から2番目は取下げということであ
ったんですけど、借り賃のことはそのままですかね。年率が減るけど、そのままよかという
ことですかね。

○事務局長（高木 謙次君） すみません、金額はちょっと確認させてもらっていいですか。すみませ
ん。（発言する者あり）

○事務局（酒井 伸也君） すいません、先ほどの取り下げた分の金額ですけども、6万8,000円
減額となっております。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

40番の申請で田島さんが関係者となっておりますので、退室をお願いします。

〔3番 田島委員 退室〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑等とないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第26号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画で
あると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、田島委員の入室を求めます。

〔3番 田島委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 全員一致で了解していただきました。

次に、日程第5、報告第5号、非農地通知の発出について、事務局から報告を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書33ページを御覧ください。

〔報告第5号の朗読〕

議案書34ページを御覧ください。

令和4年度に個人で非農地判断を申請された農地について、結果、B分類と判定した農地について、令和4年12月15日から令和5年3月25日までに非農地通知を発出しました。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

報告第5号について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

○議長（馬場 保君） 森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 中間管理機構でさ、出してくれというけん出したら、半年もせんに借り手がおりません。あれ中間管理機構で調べよとね。出せ出せて言うて、いつも出すだけじゃなか。

○事務局（酒井 伸也君） 一応中間管理機構に出したときに、面積とかではねられたりとか。

○委員（14番 東 康敬君） 実際的に中間管理機構は、今までは貸す人がいて、借りる人がおって、成立して中間管理機構を通してくださいという。農地の所有者が中間管理機構に預けますよというの絶対預からんとですよ、おかしか中間管理機構の組織というのは。

○委員（7番 草野 英治君） すいません、それを今決めている人がいる。それでまた意向調査を黄色貼って意向調査が来たときに、またそこを貸して、かかりゃ。一応また書くですね、中間管理機構に貸すという。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 普通は一緒やもん。

中間管理機構にやかましく言うとして。（笑声）すんなど。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後3時25分休憩

.....
午後3時35分再開

○議長（馬場 保君） ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

活動記録簿について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 活動記録簿については、この①に日にちとか活動時間とかを書いていただければいいかと思えます。もしこれ見守り活動以外をされた分については、裏面の何も書いていない白紙のところ、以降を書いていただきたいと思えます。この上の項目というところがちょっと変わってくるものですから、見守り活動以外の分があれば、白紙のほうに新しく書いていただきたいと思えます。

あと、項目のところ、活動の項目の上の2行目のところですけども——あ、2行目じゃない詳細のところですね、一番広い枠のところ、地域行事への参加とか書いてある場合もありますけども、行事名だけ書いてあったりとかあるもので、行事名とその時の行事に行った時にもう農地の異常が何か確認をしたとか、ちょっと農地に絡めた形で書いてもらえれば集計がしやすくなりますので、お願いしたいと思います。

例えばイノシシの防護柵設置作業とか書かれている場合もあるんですけども、イノシシ防護柵設置をしながら農地の異常がないか確認をしたとか、ちょっと一言、農地を確認したというのを書いておいてもらえればいいかと思えます。

あと、次のページの③のところ、総会とか、今日の総会とかは項目が1の1とかになってくるんですけども、大体この上の太文字のところ、主に使う項目かなと思えます。これを見ながら項目、分かる範囲、もう分からなければ空欄でも結構です。

最後の④のところは、こういった例ですね、どういう活動をしたというのを、こういう項目ですよという例でつけております。

○委員（4番 池田 兼三君） 5月分はさ、前からここで用意しているのでいいのか。

○事務局（酒井 伸也君） ああ、そうですね、5月からのので結構です。一応活動記録の件で何かご質問とかはないですか。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 項目はさ、分からんけん、事務局が書いてくれ。（笑声）

○事務局（酒井 伸也君） はい、分からないのは空白で出してもらって。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 何でも分からん。（笑声）

○委員（17番 小筏 正治君） 1日、1つて言うのとるけど、1日、2つ、3つあったときはどうする。

○事務局（酒井 伸也君） 一応活動日数のカウントが、1日こう、2回回っても3回回っても1となるものですから、何回も話すときはもう、その欄に回ったもの書いてもらえればいいかと思えます。

1日何回回っても1日となりますので、そこをちょっと気をつけてもらいたい。1日に3回、4回回っても、カウントは1日となりますので。(発言する者あり)

○委員(2番 内田 弘幸君) 本当にしたことは書くなと言うち、本当にしとらんこと書きよったら。
(笑声) おかしいのう。

○事務局(酒井 伸也君) すみません、よろしくお願いします。

○議長(馬場 保君) ほかに質問などございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) ないようでしたら、その他に移ります。

事務局または皆さんから何かございませんか。ありませんか。何かございませんか。事務局は。

[「なし」と言う者あり]

○議長(馬場 保君) 意見もないようですので、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。
委員の皆様、お疲れさまでした。

午後3時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 5月 8日

議 長

署名委員

署名委員